

令和7年度 鬼泪山地区森林環境保全整備事業(保護伐外)【一貫作業】

作 業 仕 様 書

製品生産に係る作業仕様書は、次のとおりとする。

- ・製品生産事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降）
- ・関東森林管理局製品生産仕様書（令和5年3月1日以降）
- ・検知業務仕様書（令和2年4月1日以降）

地拵、獣害対策等造林事業に係る作業仕様書は、次のとおりとする。

- ・造林事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降）
- ・関東森林管理局造林事業仕様書（令和5年12月1日以降）

を適用する。

特記仕様書及び特記事項

この請負事業に適用する特記仕様書及び特記事項は、次に示すとおりとする。

特記事項

1. 森林作業道の作設について

- （1）森林作業道作設に当たっては、別紙1「森林作業道作設特記仕様書」に基づき行うこと。
- （2）請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- （3）請負者は、（2）で承認された森林作業道の路線計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- （4）発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路線計画と異なる施行等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2. 地拵・植付及び獣害対策の作業仕様については、別紙2「地拵・植付・獣害対策特記仕様書」のとおりとする。

3. 事業は、承認を受けた事業計画書に基づき、計画的かつ円滑に実施すること。

4. チェーンソー作業における労働災害の防止について、厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

5. 末木枝条、残材等を沢に入れないこと。また、沢を横断する場合は、泥水、土砂等を流出させないように、木橋、または、排水管等を設置すること。

6. 森林作業道の水切り等を行うことにより、搬出に伴い発生する泥水等が直接沢や公道等に流れ込まないようにすること。

7. 伐採、搬出にあたって、石標、コンクリート標等の国有林と民有林との境界を示す官民境界標識に、毀損、亡失、抜去等のないよう作業を進めること。

万一、毀損等があった場合は、請負人の責任に於いて復元するものとする。

8. 事業進捗状況管理について

(1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、別紙3「様式の記入要領」に従い、様式2により作成すること。

(2) 毎月、様式1「工程管理表(月別)」を作成し、翌月10日までに提出すること。また、事業終了時には「工程管理表(最終)」を提出すること。

9. 国有保安林内での事業を実行するためには、立木の伐採の協議及び土地等の形質変更の協議が必要であり、県知事の承認を得ることとなるため、作業前に請負者と監督職員は、現地を調査し協議申請手続きを行い、県知事の承認を得た後に作業を開始すること。

10. 自然公園に指定されている区域の伐採、搬出にあたっては、県知事との協議が必要であるため、指定された立木以外を伐採する場合や森林作業道を作設等する場合は、作業前に所要の手続きを行い、県知事の許可を得た後に着手すること。

また、以下の条件を遵守すること。

(1) 自然公園利用者に対する安全対策を取り、公園利用の障害とならないようにすること。

- (2) 希少種をはじめとする動植物の保護に十分配慮すること。
- (3) 土砂流出等の災害が発生しないように対策を講じること。
- (4) 残材等は適正に処理すること。
- (5) 他法令を遵守すること。

- 1 1. 委託販売材は、事業地での生産から受入れ市場の販売まで一貫して行うため、素材の生産状況、市場の貯材状況を勘案して、森林管理事務所長が指定した職員（監督職員等）の指示の下、素材の円滑な搬出、受入れに必要な調整を行うこと。
- 1 2. システム販売材は、事業地の土場、あるいは最寄りの集積土場で巻立、完了させるため、森林管理事務所長が指定した職員（監督職員等）の指示の下、素材の円滑な巻立に必要な調整を行うこと。なお、低質材の数量確定は、別途指示する。
- 1 3. 国有林野の貸付地あるいは民有地を使用する場合は、事前に請負者の責任において、当該土地地権者等の承諾を得ること。また、事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないように努めること。なお、貸付施設および民有地等に損傷等の行為があった場合は、請負者負担により対処すること。
- 1 4. 事業用車両の通行について
 - (1) 車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき請負者の責任により行うこと。

また、林道及び道路施設等第三者所有物への損傷や汚損するような行為があった場合は、請負者負担により対処すること。
 - (2) トラック運搬による林産物の搬出において、運搬に使用する車輛が運搬区間を走行できるか現地を確認しておくこと。
 - (3) 市町村により道路使用許可申請が必要となる場合は、請負者において所定の手続きを行うものとする。
- 1 5. トラック運材

製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に定める封印の対象は、国有林外へ運搬する場合とする。

封印は、監督職員の指示を受けて行うものとし、発送時点において荷締策の結び目等を開封まで外すことができないように行うものとする。
- 1 6. 山火事発生時における消火活動への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨に伴う土砂災害等が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

また、製品生産事業請負標準仕様書第4条第9項を遵守し、林野火災防止に関する誓約書を事業計画書の提出時に併せて提出すること。

17. 電柱・電線・支線等が支障となり移設が必要な場合は、請負者において所定の手続きを行うものとする。
18. 製品生産においては、令和8年1月30日までに素材の生産を終了させること。
19. 梅雨時期は、病虫害に細心の注意を払い、極力、伐倒・搬出は行わないこと。
20. C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、千葉県におけるC S F対策を熟知して適切な対策に努めること。

森林作業道作設特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第 1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m 以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m 程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

- 2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。
- 3 森林作業道の使用終了後、次回の再利用まで長期間となる場合には、監督職員等の指示に基づき、土砂の流出や濁水発生の抑制対策として、雨滴が直接路面に当たらないように、表面水を分散させることが必要となるので、路面へ枝条等で被覆することや、丸太横断溝の設置や更に轍を無くすことに努めること。
- 4 現地の状況により本仕様書の事項によりがたい場合は、監督職員が指示する。

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 全 刈 地 拵

(1) 作業方法等

区域内の全面を対象に雑灌木、笹等を刈払い、末木枝条及び刈り払ったものを筋状に整理、集積するものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払いは、地際より丁寧に行うものとする。
- ② 残存している立木については、保残するように表示したもの又は監督職員が保残するように指示したものを除き、全て伐倒するものとする。
- ③ 末木枝条、刈り払ったものや伐倒木(以下「末木枝条等」という。)は植付けに支障のないように処理することとするが、地に落ちつかないものは切断して、接地させ、滑落・移動等しないように安定させることとする。
- ④ 植付までの事業を同一の者が実施する場合で末木枝条等が少なく植栽に差し支えないと判断される場合は、部分的に集積又はそのまま存置することとして差し支えないが、それ以外の場合は、一定の植幅を確保して原則として等高線沿い(水平方向)に筋状に置くこととする。
- ⑤ 傾斜地等で集積物が崩れるおそれがある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚積とする。
- ⑥ 植幅及び置幅は、別紙特記仕様書のとおりとする。
- ⑦ 天然生稚幼樹で、監督職員が指示したものは全て保残する。
- ⑧ 複層林の下木植栽を予定している箇所については、上木の樹冠下及び管理路等を除いた箇所について上記に準じて行うこととする。

(2) 刈払機、チェーンソー作業における振動障害の予防

刈払機、チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発

0710 第 2 号・別紙) 及び「チェーンソー取扱い作業指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙) を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

3 植 付 (コンテナ苗)

(1) 苗木の調達

- ① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法(昭和 45 年 5 月 22 日法律第 89 号)第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証を提出し、承諾を受けることとする。
- ② 請負者は、苗木受領後可及的速やかに植付けが完了するよう植栽計画をたて、監督職員に提示し、苗木輸送、引渡月日、工程等を個所別に協議することとする。
- ③ 現地に運び込まれた苗木は、別に定める様式の苗木確認願を監督職員あて提出し、確認検査を受けるものとし、規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うものとする。

(2) 苗木の品質・規格

- ① 種子の採取地及び育成地が林業種苗法第 24 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内の苗木を使用することとする。
- ② ①の定めがない樹種については、種子の採種地が可能な限り地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。
- ③ スギ、ヒノキは、可能な限り花粉の少ない苗木(特定苗木若しくは無花粉又は少花粉若しくは低花粉)であること。
- ④ 苗木の規格は別紙特記仕様書のとおりとし、発育が完全で組織が充実し、下枝をよく張り、根鉢全体に根が張っていて、根鉢が容易に崩れないものでなければならない。また、病虫害や外傷がないもの、着花、結実していないものでなければならない。

(3) 苗木の取扱い

- ① 苗木の輸送、保管に当たっては、凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、活着率が低下しないようにしなければならない。苗木は立てて寄せ並べ、必要に応じて直射日光の遮断や灌水等により乾燥防止の措置を講ずること。
- ② 苗木の輸送、植付に当たっては、根鉢を崩さないように丁寧に扱うこと。
- ③ 植付等苗木を携行する際には、苗カゴ、梱包ネット等を使用し、根鉢を崩さないように丁寧に扱うこと。

(4) 仮植

コンテナ苗については、仮植を必要としない。

(5) 苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い

- ① 輸送時には直射日光や雨に当たらないように注意すること。
- ② 貯蔵箱等は完全密封によって植物への鮮度を保持するものであることから、箱等の損傷に十分注意し、損傷したものは直ちに開封し、植え付けること。また、テープが剥がれた程度であればテープの再貼り付けを行うこと。
- ③ 保管上の取扱い
 - ア 貯蔵箱等は、雨、露に濡れないように、直射日光に当たらないようにすること。
 - イ 外気温 15℃まで貯蔵可能といわれているが、最適温度は5℃までであることに留意し、冷暗で風通しの良い箇所とする。
 - ウ 外気温の上昇とともに積み替え回数を多くし、天地返しは1週間に1度は必ず行うこと。
 - エ 積み重ねて保管する場合は、1段毎に栈を入れるなど通気性を確保するとともに、むれの原因となる直接シートはかけないこと。
 - オ 保管場所が戸外である場合は、立木の中にテント等を使用し、直接地面には置かず、雨にさらされないように保管すること。
- ④ 開封後の取扱い
 - ア 開封は1梱包ずつ行い、開封した梱包の植え付けを終えてから順次開封するようにし、開封したままで何時間も放置することのないようにすること。
 - イ 早く梱包したものから開封することとする。ただし、外気温が高くなってきたら、梱包や条件の不利なものから先に開封すること。

(6) 作業の方法

- ① ha当たりの植付本数及び苗木の植付列間・苗間の標準間隔は、別紙特記仕様書のとおりとし、植縄等により、規則正しく植え付けること。
- ② 植付地点に岩石、根株等の障害物が在って植え難い場合は、列間、苗間を若干移動して植え付けるものとする。
- ③ 日光の直射が強い日や強風の際は、なるべく植え付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。また、気象状況により乾燥が続き、植付後活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。
- ④ 植付は、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより期間内に完了が困難となったときは、速やかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。
- ⑤ 植付方法
 - ア 植付には、苗木植付器等、現地に応じたものを使用する。
 - イ 植付地点を中心として、必要に応じた広さの範囲にある地被物をきれいに取り除き、植穴は、コンテナの容量と形状に応じた深さ、幅とする。ただし、地形、土壤条件等により所定の植穴が掘れない場合は、監督職員と協議しなければならない。
 - ウ 植穴には地被物が入り込まないようにし、植穴と培地が密着するように苗木を入れ、空隙が生じないようにする。また、空隙が生じた場合は、地被物を含まない土壌を補充すること。
 - エ 根鉢をつぶさないように、適度に踏み固める。
 - オ 根鉢上面に覆土した後、地被物で苗木の根元周辺を被覆する。

(7) 作業記録

植付の月日、林小班、樹種、植付本数、棄却本数等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U7-2」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

4 獣 害 防 護 柵 作 設 (新 設)

(1) 作設及び改良位置

作設位置は、測量杭又は図面中表示してある箇所とする。

(2) 構造等

別紙特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり。

(3) 作業方法等

- ① 支柱は、特殊ポリエチレン製、防腐剤を含浸塗布させた木材製とし、長さ2.4m以上で、相当程度の強度及び5年以上の耐久性を有するものとする。また、簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかりと地面に固定する。
- ② 支柱設置間隔の標準は2～4mとし、地形や勾配に応じて、その間隔を調整することとする。
- ③ 張りロープはφ8mm以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ④ 押えロープはφ8mm以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ⑤ ネットは網目150mm未満の、耐光性、耐疲労性、強度に優れたものを使用することとし、接地部には必要に応じてめぐり込みを防ぐ折り返しを設けること。
- ⑥ 張りロープ及び押えロープはネットの上下段の編み目に完全に通し、支柱にしっかりと縛り付けること。
- ⑦ 接地部分は、押さえロープをアンカーピン等によって固定し、シカ等の潜り込みやネットのめくれを完全に防ぐこと。
- ⑧ 柵のできあがり寸法は、高さ1.8m以上とする。

5 単 木 保 護 資 材 設 置

(1) 作設位置

作設位置は、図面中表示してある箇所とする。

(2) 構造等

別紙のとおり。

(3) 作業方法等

基本的には、使用する製品毎に定められた使用方法に基づき作業するとともに、

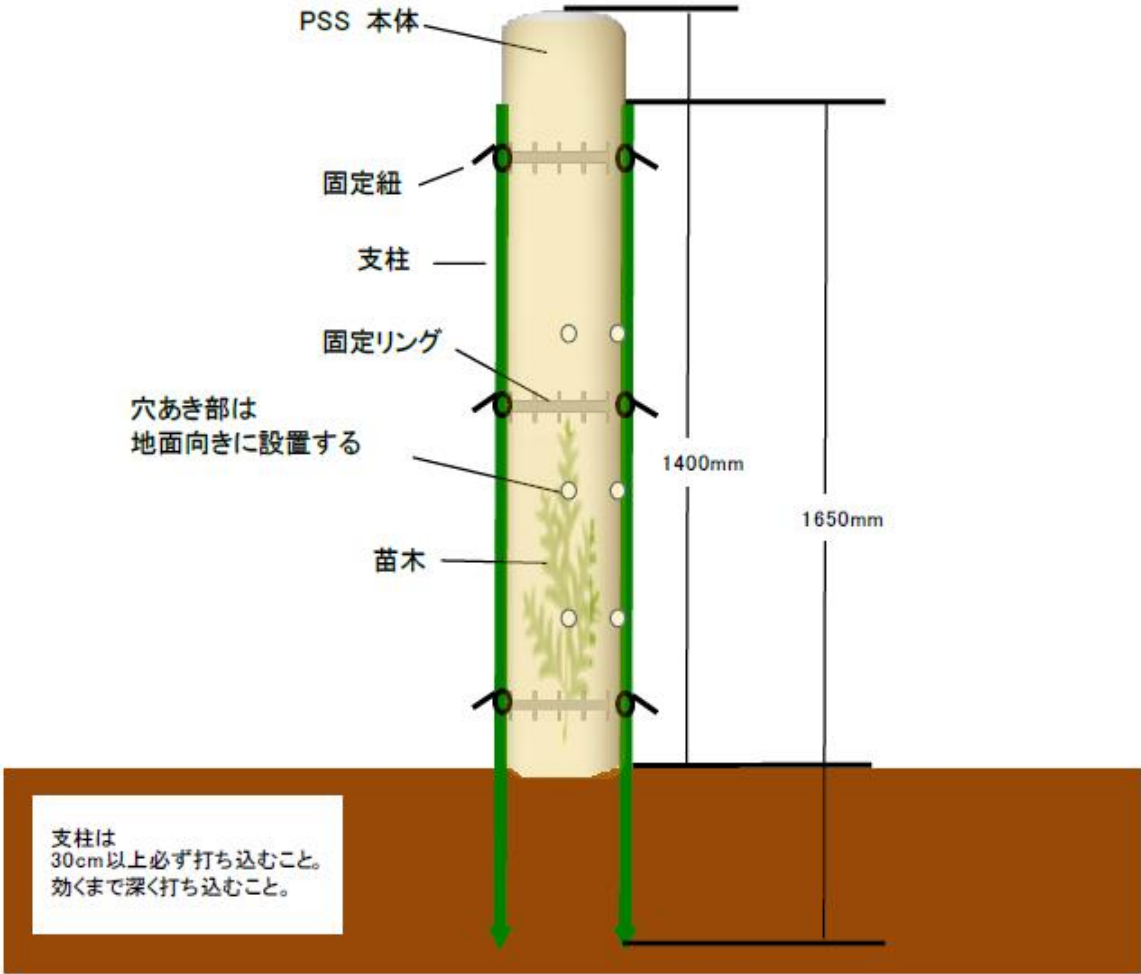
以下に留意することとする。

- ① 支柱は植栽木の山側（斜面上方）に 7 ～ 10cm 離して、垂直に差し込むこと。また、簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかりと地面に固定すること。
- ② 保護資材を植栽木と支柱に被せ、留め具等によって保護資材と支柱を固定すること。
- ③ 地面と保護資材の下部に隙間ができないよう、留め杭等によって固定し、シカ等の潜り込みや保護資材のめくれを完全に防ぐこと。
- ④ 支柱や留め杭等の抜けや緩みがないか、保護資材が固定されているか確認すること。

標準仕様書
獣害防除 単木保護資材

材質 ・ 規格		備 考
支柱	樹脂被覆鋼管支柱、φ16mm以上・高1.65m以上	支柱数：2本以上
固定リング	ポリカーネート製※、直径100mm円筒×幅15mm	3箇所
固定紐	ナイロン製※	固定リング1個につき2箇所
本体	ポリプロピレン又はポリエチレン※	通気孔：3箇所以上
	直径100mm円筒型、有効長1.4m以上	
	高さ：1.4m以上、口径：0.10m以上	

※もしくは同等の品質・規格を満たすもの。



(注1) 支柱は等高線に平行になるように設置する。

(注2) 穴あき部は地面に向けて設置する。

1. 地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	摘 要
全刈地拵	植幅 5. 0 m以上	1 0 1 る林小班
	置幅 3. 0 m以内	1 0 3 い林小班

次の箇所については除地とするものとする。なお、具体については監督職員と協議の上、監督職員の指示に従うものとする。

（１）森林作業道の延長×幅

（２）広葉樹の侵入箇所で植付除地とすることが妥当と思われる箇所

2. 植付特記仕様書

1 苗木の仕様（スギコンテナ苗）

樹種	苗 齢	区分	長さ	根元径	摘要
スギ コンテナ苗	2（上）	コンテナ苗	35cm上	4.0mm上	花粉症対策苗

2 ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔（スギコンテナ苗）

樹種	ha当たりの植 付本数（本）	苗木の植付間隔（水平距離）の目安		摘要
		列 間 （m）	苗 間 （m）	
スギ コンテナ苗	2,000	2.3m	2.3m	101る林小班 103い林小班

3 植付箇所の除地

次の箇所については除地とするものとする。なお、具体については監督職員と協議の上、監督職員の指示に従うものとする。

（1） 森林作業道の延長×幅

（2） 広葉樹の侵入箇所や岩盤地等で植付除地とすることが妥当と思われる箇所

3. 獣 害 防 護 柵 特 記 仕 様 書

1 作 設

(1) 作設位置

作設位置は、図面に表示してある箇所とするものとする。ただし、地形、土壌条件等により設置が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 構造及び使用資材

作設標準図（別紙 1）及び下記材料表のとおり。

これにより難しい場合は、同等の品質、規格、性能を有する仕様のものについて、証明書類を伏して、監督職員と協議の上、発注者の使用承認を得ること。

2 材料表

作設延長は 1,600m だが新設においては収率 10%を見込んだ延長(1,770m)＋出入口 14 箇所分の資材量とする。※収率を見込んだ延長は()内の数値とする。

1 0 1 る：延長 740m(820m)、出入口 7 箇所

1 0 3 い：延長 860m(950m)、出入口 7 箇所

品 名	仕 様 、 品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単位重量 (kg)
縦張り用ネット	硬質ステンレス線 WPB 入りポリエチレン製ネット 1.8m（内 WPB 入 1.2m）+0.3m（スカート部）×50m 一辺 5cm 目 張り用ロープ φ8mm×55m PE 製（装着済） 押え用ロープ φ6mm×55m PE 製（装着済） スカート押え用ロープ φ4mm×55m PE 製（装着済）	38	反	15.0
ロープ（控え用）	PE 製 φ6mm×55m	18	巻	1.0
支柱	FRP 製 ABS 被覆 φ38mm×2.4m	602	本	1.2
吊りキャップ	ABS 製 φ38mm 用	602	個	0.05
アンカー杭	ABS 製 43cm	2,496	本	0.08
結束（ステンレス線）	#19 0.2m 410 本束	5	束	0.05
支柱【出入口】	FRP 製 ABS 被覆 φ38mm×2.4m	28	本	1.2
結束（ステンレス線） 【出入口】	#19 0.2m 410 本束	1	束	0.05

3 作設方法等

- (1) 支柱は地中に埋め込み、簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかり固定すること。
設置柵高は 1.8m とする。

- (2) 支柱設置間隔の標準は 3.0m とし、地形等に応じてその間隔を調整すること。
- (3) ネットの接地部（スカート部）には幅 0.3m の折り返しを設けること。
- (4) 支柱と本体部ネットの固定は、結束（ステンレス線）により 3 点以上とする。
- (5) 本体ネット下部の押え用ロープは約 1.0m 間隔（支柱間に 2 箇所）、スカート押え用ロープは約 1.5m 間隔で、それぞれアンカー杭により固定すること。
- (6) 控え用ロープは支柱 5 本ごとに 1 本の設置とするが、現地の地形や状況により力のかかる方向を考慮して設置すること。
- (7) 完了時には柵内に害獣等が入っていないか十分確認すること。

4. その他

(1) チェーンソー作業

チェーンソーを用いて、作業を実施する場合には、厚生労働省において定めるチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日基発1207第3号、改正令和2年1月31日基発0131号。）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

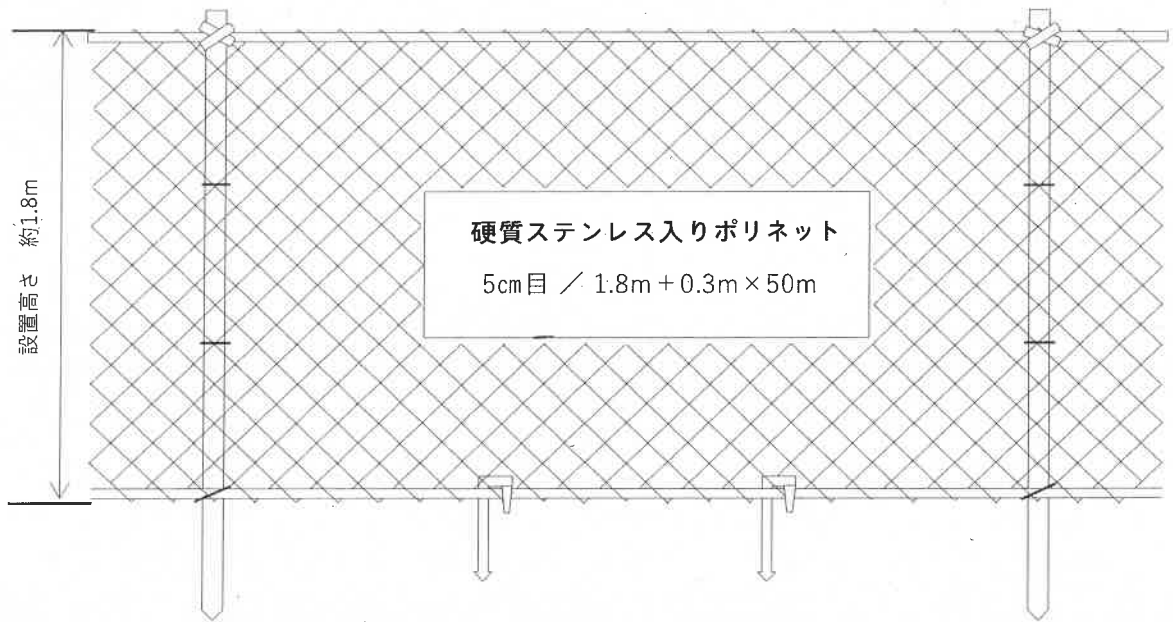
(2) 連絡体制の整備

受注者は、厚生労働省において定める「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日基発461号の3、改正令和2年1月31日基発0131第4号。）を確実に守り、事業実行中の安全管理を徹底すること。

別紙 1

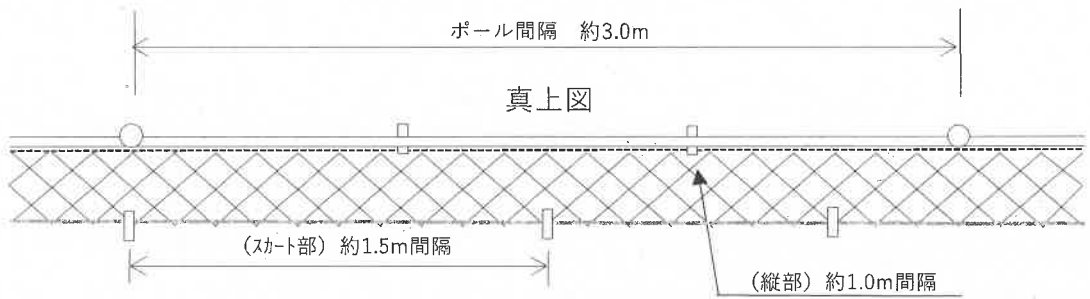
作設標準図

正面図

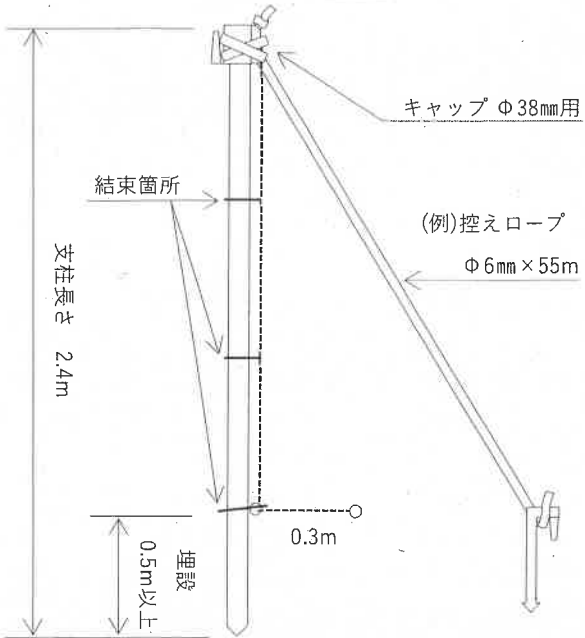


ポール間隔 約3.0m

真上図



補強部 (例)



※平坦地では約0.6m埋設
※傾斜地では約0.5m埋設

開口部 (例)



品名	仕様・規格	製品単体重量	100m当たり
ネット	硬質ステンレス線(WPB)入り 1.8m+0.3m×50m (5cm目) / 地際より1.2mまで強化 上部0.6m 下部1.2m 裾部0.3m / 強化部 WPBΦ0.19×8本	15.00kg/反	2.1反
張り用ロープ・押さえ用ロープ	①強化糸入ロープ Φ8mm / ②強化糸入ロープ Φ6mm / (スカート) PEロープ Φ4mm		
控え用ロープ	ポリエチレンロープ Φ6mm×55m / 15m間隔で片側へ設置	1.00kg/巻	1巻
支柱	FRP製 / Φ38mm×2.4m / ABS被覆	1.20kg/本	34本
吊りキャップ	ジョイント式キャップ / ABS製 / Φ38mm用	0.05kg/個	34個
杭	アンカー杭 / 43cm / ABS製 (縦張り部 134本・控え7本) 控え15m間隔で1ヶ所	0.08kg/個	141個
結束	ステンレスカット線 / #19×0.2m/本 / 410本束	0.5kg/束	0.25束

別紙 3

様式の記入要領

1 様式 2 「作業日報」について

- ア 本様式は、主伐、間伐別に毎日作成する。間伐のうち、素材生産を伴わない保育間伐存置型は含めない。
- イ 使用機械欄の使用機械名は、実態にあわせて記入する。
- ウ 作業時間は実働時間を記入する。休憩時間は含めない。
- エ 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間（支障木伐倒、開設、修繕）を記入する。
- オ 集材①欄には、スイングヤード、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。
- カ 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。タワーヤードで直接山元土場まで出す場合はここに記入する。
- キ 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量（消費量ではない。）を記入する。
- ク 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含める。
- ケ 作業道作設の備考欄には、開設・修繕延長（m）、土場面積（㎡）を記入する。

2 様式 3 「週集計表」

必要に応じ、様式 2 の集計に使用する。

3 様式 4 「月集計表」について

必要に応じ、様式 2、様式 3 の集計に使用する。

4 様式 1 「工程管理表（月分、最終）」について

- ア 様式 2 を集計し、毎月作成し翌月 10 日までに提出する。事業終了時は完了検査を受けるまでに最終版を作成し提出する。
- イ 当月生産量は、月毎の検査済数量（＝部分払い数量）を記入する。
- ウ 人工数は、休憩を除いた 1 日の実働時間を基礎に算出する（小数第一位まで記入）。
- エ 生産性欄は、生産量累計（作業道累計）を作業人工数で除して求める（小数第一位まで記入）。

工程管理表(
 月分、最終)

分任支出負担行為担当官
 千葉森林管理事務所長

令和
 年
 月
 日

殿

事業体名		主間伐別			
契約事業名		生産量(m³)	当月	累計(A)	
事業期間		作業道(m)	当月	累計	

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (m³/人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(＝部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

作業日報

班名:

年 月 日		天 候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械		作業者等	作業時間							計	機械 運転 時間 (H)	燃料 給油 量 (ℓ)	油脂 給油 量 (ℓ)	作 業 量
作業道作設	バックホウ													m
伐倒	チェーンソー													本
	ハーベスタ													本
集材①(木寄)	グラップル													本
	スイングヤーダ													本
	荷掛(人力)													本
造材	プロセッサ													本
	チェーンソー													本
集材②(運材)	フォワーダ													台
	グラップル(巻立)													台
片付・整理	集材架線設置・撤収													
	踏査													
	打合せ													
	その他													
計(時間)														

注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。

注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。

注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。

注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。

注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。

注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。

注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。

注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。

注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

週集計表

班名：

週			
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械	作業日 作業者 作業時間	月	火	水	木	金	土		作業時間計	機械 運転時間 (H)	燃料 給油量 (ℓ)	油脂 給油量 (ℓ)	備 考
		名	名	名	名	名	名						
作業道作設	バックホウ												m
伐倒	チェーンソー												本
	ハーベスタ												本
集材①(木寄)	グラップル												本
	スイングヤーダ												本
	荷掛(人力)												本
造材	プロセッサ												本
	チェーンソー												本
集材②(運材)	フォワーダ												台
	グラップル(巻立)												台
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注 本様式は、様式2の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。

月集計表(〇月)

班名:

契約事業名			
事業期間			
主間伐別		生産量(m ³)	

週別、日付 実働日数 作業工程・使用機械		1週	2週	3週	4週	5週	計 (時間)	機械 運転時間 (H)	燃料 給油量 (ℓ)	油脂 給油量 (ℓ)	備 考
		～	～	～	～	～					
		日	日	日	日	日					
作業道作設	バックホウ										m
伐倒	チェーンソー										本
	ハーベスタ										本
集材①(木寄)	グラップル										本
	スイングヤーダ										本
	荷掛(人力)										本
造材	プロセッサ										本
	チェーンソー										本
集材②(運材)	フォワーダ										台
	グラップル(巻立)										台
片付・整理	集材架線設置・撤収										
	踏査										
	打合せ										
	その他										
計(時間)											

注 本様式は、様式3の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。